宮古島市地産地消振興センター

長期チャレンジスペース入居者募集要項

宮古島市産の農林水産物の加工・製造を行う個人・事業者を募集します。

１．施設の方針

宮古島市地産地消振興センター（以下「センター」という。）は、宮古島市の食の地産地消と６次産業化の推進、地域経済の活性化と所得向上を図るための施設です。
センターの周辺エリアは、「にぎわい」の場となるように、イベント開催なども行う予定です。

２．施設の概要

・名　　称　：　宮古島市地産地消振興センター
・所 在 地　：　宮古島市上野字上野３９５番地１
・設 置 者　：　宮古島市
・入居開始　：　令和９年２月１日　予定
・開館時間　：　午前８時３０分から午後５時１５分まで
・休 館 日　：　日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで、6 月 23 日（慰霊の日）
※ただし、開館時間以外の時間または休館日であっても、センター入居者のご要望に応じて利用することが可能な場合もあります。

３．募集内容

（１）入居対象者
本市で事業（※１）を営んでいる（営む予定がある）個人や事業者で、以下の①～⑦の要件を全て満たしている者
（※１）市産農林水産物の加工・製造業、地産食材を活用した飲食業、食の地産地消の推進に関わる事業

①本市の農林水産業の活性化につながる取り組みである
（取扱商品やメニューに宮古島市産の農林水産物や加工品を利用している、など）
②センターでの催事や情報発信に協力ができる
③センター退去後も、本市で事業を継続する意思がある
④センター退去後も、事業安定化のための定期的な面談等に応じることができる
⑤個人にあっては本市に住所を有し居住している
　法人又は団体にあっては本市に主たる事業所を置いている
⑥本市の公的義務(市税等の納付)を果たしている

（２）入居スペース（別添図面参照）

長期チャレンジスペース

事業拡大を目的とした長期入居型のスペースです。

・使用期間:原則５年以内（１年ごとに更新審査を経ることで、最大１０年間入居可能）

・設備:電気設備（三相２００Ｖ）、床（給排水）、空調設備、ガス管用スリーブ

入居スペース		面積　　（階）	月額使用料（税込み）
長期チャレンジスペース	Ｂ－１	６１㎡　（１F）	24,827 円

※その他、多目的スペース、入居者共有スペース、ラボスペース等もセンター内に設けています。

（３）入居者で御負担いただく費用

・入居スペースの電気及び水道の使用料金

※電気、水道、ガス、電話・インターネット通信の費用は、入居者での個別契約・個別負担となります。

・ゴミ、廃棄物、廃液等の保管、処理等

・入居スペースの照明器具の取替え、その他軽微な修繕

・長期チャレンジスペースの機材整備

・各種食品営業許可の取得費用（入居者自身で保健所に相談の上取得してください）

・退去の際の原状回復に必要な費用

・その他、入居者の責めに帰すべき事由による修繕　　等々

４．応募方法

（１）応募書類

次の書類を、持参により期間内に提出してください。

①宮古島市地産地消振興センター入居申請書（様式第２号）

②事業計画書（様式第３号）

③企業等概要書（様式第４号）

④施設の予定平面図（機材の配置計画がわかる図面）

⑤法人は登記事項証明書及び定款、個人は住民票の写し

⑥決算に関する書類

（法人は直近３年分の決算関係書類、個人は直近３年分の所得税の青色申告書の写し又は所得の状況がわかる書類。ただし、創業１年未満のものについては、省略することができる。）

⑦市税の完納証明書

⑧その他市長が必要と認める書類

※必要に応じて追加資料を求める場合があります。申込書類は一切返却いたしませんので、御了承ください。また、応募に係る一切の費用については、全て応募者の負担とします。

（２）応募受付期間及び受付場所（問合せ先）

・期間：令和８年１１月２日（月）～令和８年１２月２５日（金）
・時間：午前９時から午後４時まで （土曜日、日曜日、祝日を除きます。）
・場所：宮古島市 観光商工スポーツ部　産業政策課　（宮古島市役所２階）
〒906-8501　宮古島市平良字西里１１４０番地
TEL　0980-73-1919（直通）
Mail　ss.sangyoshinko@city.miyakojima.lg.jp

（３）審査

・入居者の選定は、下記の審査基準に基づき審査会で行います。
・審査は、一次審査（書類選考）・二次審査（面接）とします。
・審査結果は、応募者全員に通知いたします。審査の経過等、審査に関する問合せには一切応じません。なお、選定された入居者は宮古島市のホームページで公表します。

【審査基準】

①本施設の目的及び趣旨に合致したものであるか
②地産食材活用量の増加に繋がる計画であるか
③退去後の事業継続・展開を見据えた事業計画・目標設定となっているか
④設定されている目標の実現可能性が高いものであるか
⑤事業実施計画のスケジュールは適切に設定されているか
⑥事業を行う上で適切な実施体制が組まれているか

（４）その他

入居条件は、変更になる場合があります。
使用にあたっては、危険物等の使用、騒音・振動・悪臭等の恐れのある使用、公序良俗に反する使用、その他、宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に違反する使用はできません。

５．募集～入居～継続／退去のスケジュール

	スケジュール及び内容
募集受付期間	令和８年１１月２日（月）～令和８年１２月２５日（金）
一次審査	令和９年１月上旬　予定　※書類審査
二次審査	令和９年１月中旬　予定　※面接審査
選定結果通知	令和９年１月中旬　予定
準備期間	入居に必要な機材等の準備を各入居者自身で進めてください。
入居	令和９年２月１日　予定
入居期間を延長する場合	入居期間が満了する日の３か月前までに入居期間延長申請書及び必要な書類を添付し提出してください。延長許可を受けた場合は、入居期間を延長することができます。
退去する場合	退去しようとする日の３か月前までに退去届出書を提出してください。退去時には、原状回復して返還してください。原状回復に必要な費用は、入居者の負担となります。
退去後の支援	事業安定化のための面談や、現状調査を行います。